

食肉卸売市場機能強化事業実施要綱

	平成15年10月	1日付け15	農畜機第	48号-3
一部改正	平成16年	4月1日付け16	農畜機第	314号
一部改正	平成17年	5月17日付け17	農畜機第	790号
一部改正	平成18年	4月1日付け18	農畜機第	132号
一部改正	平成19年	4月1日付け18	農畜機第	4826号
一部改正	平成20年	4月1日付け20	農畜機第	103号
一部改正	平成20年12月	1日付け20	農畜機第	3471号
一部改正	平成21年	4月1日付け20	農畜機第	5091号
一部改正	平成22年	4月23日付け22	農畜機第	313号
一部改正	平成23年	4月1日付け22	農畜機第	4332号
一部改正	平成24年	4月1日付け23	農畜機第	5078号
一部改正	平成25年	4月1日付け24	農畜機第	5256号
一部改正	平成26年	3月31日付け25	農畜機第	5336号
一部改正	平成27年	4月1日付け26	農畜機第	5771号
一部改正	平成27年	8月17日付け27	農畜機第	2373号
一部改正	平成28年	3月23日付け27	農畜機第	5456号
一部改正	平成29年	3月27日付け28	農畜機第	6394号
一部改正	平成30年	3月26日付け29	農畜機第	6866号
一部改正	平成31年	3月26日付け30	農畜機第	7526号
一部改正	令和2年	3月24日付け	元農畜機第	7656号

食肉卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に定める中央卸売市場のうち食肉に係るもの及び環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）による改正前の畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）附則第10条の規定に基づき指定された卸売市場をいう。以下同じ。）は、消費地における食肉流通の拠点として、また、食肉の公正な評価・価格形成の場として、我が国における円滑な食肉流通と家畜生産の安定的な発展に極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年における市場外流通の進展等を背景とした上場数量の減少や、安価な輸入食肉の流通の増大等により、食肉卸売市場は厳しい経営環境に直面している一方、畜産経営の収益性を把握するための指標として市場での価格形成の重要性は高まっており、それには、情報伝達、集分荷及び決済機能といった食肉市場における基本的な機能の強化とともに、品質管理の高度化等が急務になっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉卸売市場において卸売をする業務を行う者（以下「荷受業者」という。）についての情報機能の強化、集分荷機能の強化、決済機能の強化、品質管理の高度化

等を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第10条第2号の規定に基づき補助することとし、食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持及び安定化を図り、もって我が国の食肉流通及び家畜生産の安定に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)。(以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31日付け25農畜機第5376号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和2年度畜産業振興事業に係る公募要領(令和2年1月17日付け元農畜機第6117号)により応募した者から選定された者(以下「公募団体」という。)とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 情報機能の強化

(1) 公募団体は、せり取引の活性化を図るため、食肉卸売市場が買参人等に提供すべき情報の内容や提供方法等の検討・協議を行うため、全国段階において、情報機能強化検討委員会を、地域段階において、情報機能強化部会をそれぞれ開催するものとする。

(2) 公募団体は、(1)の情報を収集・伝達するシステムを整備するために必要なプログラムの開発を行うとともに、当該システムの管理運営を行うものとする。

(3) 公募団体は、荷受業者が(1)の情報を効率的に収集・伝達するシステム等確立するため、荷受業者が次に掲げる事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

ア システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営

イ システム確立に必要な機器の整備

2 集分荷機能の強化

公募団体は、大口需要者である加工・量販需要を市場購買に誘引するための検討・協議を行うため、全国段階において、情報提供サービス向上検討委員会を、地域段階において、情報提供サービス向上部会をそれぞれ開催するものとする。

3 決済機能の強化

公募団体は、食肉卸売市場の決済機能の強化等を図るための低利資金(以下「市場機能強化資金」という。)を融通する金融機関に対する利子補給を行うものとする。

4 品質管理の高度化

公募団体は、荷受業者がせり取引における衛生管理の向上を図るために必要な衛生管理機器を整備するのに要する経費について補助するものとする。

5 事業推進事務費

1 から 4 の事業の円滑な実施を図るための推進指導等

第3 事業の実施

1 実施要領の作成

公募団体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続き等を定めた実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 行動規範の作成等

(1) 荷受業者は、この事業を実施する場合は、あらかじめ、法令遵守等を規定した行動規範等を作成し、公募団体に提出するものとする。

(2) 公募団体は第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、(1)の行動規範等取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

3 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

4 市場機能強化資金の融通

第2の3の市場機能強化資金の融通は、次により行うものとする。

(1) 貸付対象者

市場機能強化資金の貸付対象者は、荷受業者とする。

(2) 貸付対象資金

市場機能強化資金により借り入れることができる資金は、次に掲げるものとする。

ア 予約相対取引等で取り扱う食肉の出荷者に対して肥育資金を貸し付けるのに必要な資金

イ 食肉の買付販売及びそれに伴う保管に必要な資金

ウ 買参人からの入金に先立って、荷受業者が出荷者に対し代金の支払いを行うのに必要な資金

(3) 貸付期間

市場機能強化資金の貸付期間は、令和元年度から令和2年度までとする。

(4) 融資機関

融資機関は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であって、貸付対象者が借入相手先として公募団体に申請したもののうち、公募団体が市場機能強化資金の融資機関として指定したもの（以下「指定融資機関」という。）と

する。

(5) 貸付条件

ア 貸付限度額

貸付限度額は、(6)の理事長の承認を受けた額の範囲内とし、貸付対象者当たりの貸付限度額は、(7)のアの公募団体の承認を受けた額とする。

イ 償還期間及び償還方法

償還期間及び償還方法については、次のとおりとする。

(ア) 償還期間

償還期間は1年以内とする。

(イ) 償還方法

償還方法は、(7)のアの公募団体の承認を受けた方法とする。

ウ 貸付利率

貸付利率は、実勢の市中貸付利率（以下「実勢利率」という。）から(8)のイに定める年利子補給率を差し引いた利率とする。なお、実勢利率は、指定融資機関と貸付対象者の間で協議して決定するものとする。

(6) 資金借入実施計画の作成及び承認

公募団体は、第2の3の事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の市場機能強化資金借入実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(7) 資金借入の申請等

ア 資金借入の申請

(ア) 荷受業者は、市場機能強化資金を借入れようとする場合は、あらかじめ指定融資機関と協議の上、資金借入申請書を公募団体に提出し、その承認を受けるものとする。

(イ) 荷受業者が、資金借入れの中止又は借入金額の増加等により資金借入額の変更をしようとする場合は、(ア)に準ずるものとする。

(ウ) 公募団体は、(ア)により資金借入申請を承認した場合、当該資金の貸付けに係る指定融資機関及び荷受業者へその旨を通知するものとする。

(エ) 指定融資機関は、(ウ)の通知を受けた後、市場機能強化資金を貸し付けるものとする。

イ 承認の取消し

公募団体は、次に掲げる場合は、アの(ア)の承認を取り消すものとする。

(ア) 荷受業者から承認取消しの申請があった場合

(イ) 資金借入申請書に不実記載が認められた場合

(ウ) 償還期間内に償還がなされなかった場合

(8) 利子補給金の交付

ア 利子補給の相手方

利子補給の相手方は、市場機能強化資金を融通した指定融資機関とする。

イ 年利子補給率

公募団体は、市場機能強化資金の借入に係る指定融資機関に対し行う年利子補給率(以下「年利子補給率」という。)を、年1.6パーセント以内で定めるものとする。ただし、年利子補給率が(5)のウの実勢利率を上回る場合は、年利子補給率は実勢利率以内とする。

ウ 利子補給の交付額

利子補給の交付額は、貸付対象者が借り入れた市場機能強化資金の貸付高にイの年利子補給率を乗じて得た額とする。ただし、貸付対象者が(1)の要件を満たさなくなった場合にあっては、当該要件失効日から償還日までの期間を利子補給金の交付対象期間から控除して算出された額とする。

(9) 利子補給金交付の停止

公募団体は、貸付対象者が(7)のイの規定により資金借入申請の承認が取り消された場合には、利子補給金の交付を行わないものとする。

第4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 貸付対象者及び金融機関は、公募団体の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第6 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第2号の食肉卸売市場機能強化事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の食肉卸売市場機能強化事業補助金

交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業費の30%を超える増減
 - (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- 3 補助金の概算払
- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
 - (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の食肉卸売市場機能強化事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第8 事業の実績報告等

1 貸付実施状況等報告

公募団体は、四半期ごとに、別紙様式第5号の市場機能強化資金貸付実施状況等報告書により当該四半期の市場機能強化資金の貸付実施状況等を、遅滞なく理事長に提出するものとする。

2 事業の実績報告

荷受業者は、事業終了後、遅滞なく公募団体に対し実施した事業の実績及び市場機能強化の結果を報告するものとする。

公募団体は、報告された事業の実績及び経営改善の結果を取りまとめ、実績に応じた支払を3月末までに完了の上、自らの実績とともに、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第6号の食肉卸売市場機能強化事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第8の2の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額し

て報告しなければならない。

- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第8の2の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金及び事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の食肉卸売市場機能強化事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの荷受業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第11 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることがあるものとする。

附 則

- 1 本要綱の制定に伴い食肉卸売市場経営改善対策事業助成実施要綱（平成15年8月18日付け15農畜団1678号）は廃止する。
- 2 この要綱の制定前の食肉卸売市場経営改善対策事業助成実施要綱（平成15年8月18日付け15農畜団1678号）による補助については、本事業による補助とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月17日から施行する。
- 2 平成17年4月1日からこの要綱第2の1及び2の事業を実施している場合の補助については、この要綱の補助とみなす。

附 則（平成18年4月1日18農畜機第132号）
この要綱の改正後の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日18農畜機第4826号）
この要綱の改正後の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日20農畜機第103号）
この要綱の改正後の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日付け20農畜機第3471号）
この要綱の改正は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付け20農畜機第5091号）
この要綱の改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則（平成22年4月23日付け22農畜機第351号）
- 1 この要綱の改正は、平成22年4月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
 - 2 この要綱の改正前に規定の経営基盤強化利子補給基金の管理運用等については、なお従前の例による。

- 附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第4332号）
- 1 この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。
 - 2 この要綱による改正前の要綱の第9の決済機能強化資金の管理状況報告等、第10の消費税及び地方消費税の取扱及び第11の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。

- 附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5078号）
- 1 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 平成23年度に終了した事業については、この要綱による改正前の食肉卸売市場機能強化事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4332号）の第5の規定は、なお効力を有するものとする。

- 附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5256号）
- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

- 附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5336号）
- 1 この要綱の改正は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5336号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5771号）

- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年8月17日付け27農畜機第2373号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年8月17日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の市場機能強化資金の貸付けについては、改正後の市場機能強化資金の貸付けとみなす。
- 3 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月23日付け27農畜機第5456号）

- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月27日付け28農畜機第6394号）

- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月26日付け29農畜機第6866号）

- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月26日付け30農畜機第7526号）

- 1 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和２年３月２４日付け元農畜機第７６５６号）

- 1 この規程の改正は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 平成３１年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表

対象事業	補助対象経費	補助率
1 情報機能の強化	(1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催等に要する経費 (2) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営に要する経費 (3) 公募団体が、荷受業者に対し次に掲げる事業を実施するのに要する経費を補助するのに要する経費 ア 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発に要する経費 イ 情報伝達システムに必要な機器の整備に要する経費	定額 定額 定額 1/2以内
2 集分荷機能の強化	公募団体が、情報提供サービス向上検討委員会及び向上部会の開催等に要する経費	定額
3 決済機能の強化	公募団体が、市場機能強化資金を融通する指定融資機関に対する利子補給を行うために要する経費	2/3以内
4 品質管理の高度化	公募団体が、荷受業者に対しせり取引における衛生管理の向上を図るために必要な機器の整備に要する経費を補助するのに要する経費	定額
5 事業推進事務費	1 から 4 の事業を推進するのに必要な経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度 市場機能強化資金借入実施計画承認（変更）申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度における市場機能強化資金の借り入れについて、食肉卸売市場機能強化事業実施要綱第3の4の(6)の規定に基づき、下記のとおり借入実施計画を作成したので承認願いたく申請します。

記

1 借入の目的

2 資金借入実施計画

貸付対象者名	区分	借入件数	市場機能強化資金			
			借入額	償還期間	年利子補給率	利子補給額
			円	日	%	円
合計						

注1：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載。

注2：変更部分を二段書にし、変更前を（ ）書で記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度 食肉卸売市場機能強化事業 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉卸売市場機能強化事業実施要綱第7の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙 令和 年度食肉卸売市場機能強化事業実施計画のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他 ()	
1 情報機能の強化 (1) 情報機能強化検討委員会 及び強化部会の開催 (2) 情報伝達システム整備に 必要なプログラムの開発及 びその管理運営 (3) 情報伝達システム整備に 必要なプログラムの開発及 び機器の整備 ア 情報伝達システム整備 に必要プログラムの開 発に要する経費 イ 情報伝達システムに必 要な機器の整備に要する 経費				
2 集分荷機能の強化				
3 決済機能の強化				
4 品質管理の高度化				
5 事業推進事務費				
合 計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

令和 年度 食肉卸売市場機能強化事業 実施計画

1 情報機能の強化

(1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催

ア 情報機能強化検討委員会の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

4：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 情報機能強化部会の開催

事業内容 (市場名)	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

4：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2)情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営
ア プログラムの開発

区 分	内 容	事業費	負担区分		備考
			機構 補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注1：備考欄には積算基礎を記載すること。

2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

イ プログラムの管理運営

区 分	内 容	事業費	負担区分		備考
			機構 補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注1：備考欄には積算基礎を記載すること。

2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

(3)情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及び機器の整備
荷受業者に対する補助

ア プログラムの開発

市場名	区 分	内 容	事業費	負担区分		備考
				機構 補助金	その他 ()	
			円	円	円	
計						

注：備考欄には積算基礎を記載すること

イ 機器の整備

市場名	区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						機構 補助金	その他 ()	
				円	円	円	円	
計								

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

2 集分荷機能の強化

(1) 情報提供サービス向上検討委員会及び向上部会の開催

ア 情報提供サービス向上検討委員会の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

4：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 情報提供サービス向上部会の開催

事業内容 (市場名)	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3 決済機能の強化

貸付対象者名	区分	指定融資 機関数・ 件数	市場機能強化資金				負担区分		備考
			借付額	償還期間	年利子 補給率	利子 補給額	機構 補助金	その他	
			円	日	%	円	円	円	
合計									

注1：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載。

2：備考欄には積算基礎を記載すること。

4 品質管理の高度化

市場名	区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						機構 補助金	その他 ()	
				円	円	円	円	
計								

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

5 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度 食肉卸売市場機能強化事業
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった令和 年度食肉卸売市場機能強化事業について、下記の理由により事
業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、食肉卸売市場機能強
化事業実施要綱第7の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 関係書類
別紙様式第2号の別紙に準じて作成すること。

別紙様式第4号

令和 年度 食肉卸売市場機能強化事業 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった令和 年度食肉卸売市場機能強化事業について、下記のとおり 金
円を概算払により支払われたく食肉卸売市場機能強化事業実施要綱第7の
3の(2)の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業遂行状況 (令和年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
1 情報機能の強化 (1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催 (2) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営 (3) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及び機器の整備 ア 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発に要する経費 イ 情報伝達システムに必要な機器の整備に要する経費									
2 集分荷機能の強化									
3 決済機能の強化									
4 品質管理の高度化									

5 事業推進事務費									
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 事業遂行状況

別紙「食肉卸売市場機能強化事業 執行状況表」のとおり。

3 振込先金融機関名等

金融機関及び支店名

振込口座種類、口座番号及び口座名義人

別紙

食肉卸売市場機能強化事業 執行状況表

1 情報機能の強化

(1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催

ア 情報機能強化検討委員会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 情報機能強化部会の開催

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営

ア プログラムの開発

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ プログラムの管理運営

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(3) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及び機器の整備

ア 荷受業者に対する助成

(ア) プログラムの開発

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 機器の整備

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

2 集分荷機能の強化

(1) 情報提供サービス向上検討委員会及び向上部会の開催

ア 情報提供サービス向上検討委員会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 情報提供サービス向上部会の開催

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

3 決済機能の強化

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

4 品質管理の高度化

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	

計										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

5 事業推進事務費

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

別紙様式第5号

市場機能強化資金貸付実施状況等報告書
(令和 年度第 四半期分)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度第 四半期の市場機能強化資金の貸付が別添のとおり実施されましたので、食肉卸売市場機能強化事業実施要綱第8の1の規定に基づき報告します。

別添

市場機能強化資金 貸付実施状況等報告書
(令和 年度第 四半期)

市場名	区分	本四半期			本年度合計			資金借入 承認額	備考
		貸付 件数	融資機 関数	貸付額	貸付 件数	融資機 関数	貸付額		
		件	件	円	件	件	円	円	
合計									

注1：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載すること。

注2：備考欄には、積算基礎を記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度 食肉卸売市場機能強化事業 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度食肉卸売市場機能強化事業について、下記のとおり実施したので、食肉卸売市場機能強化事業実施要綱第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉卸売市場機能強化事業実績報告」のとおり。

別紙様式第2号の記の2に準ずる。ただし、計画を上段に（ ）書きで記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 情報機能の強化 (1) 情報機能強化検討 委員会及び強化部会 の開催 (2) 情報伝達システム 整備に必要なプログ ラムの開発及びその 管理運営 (3) 情報伝達システム 整備に必要なプログ ラムの開発及び機器 の整備 ア 情報伝達システム 整備に必要なプログ ラムの開発に要する 経費 イ 情報伝達システム に必要な機器の整備 に要する経費						
2 集分荷機能の強化						
3 決済機能の強化						
4 品質管理の高度化						
5 事業推進事務費						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別紙様式第7号

令和 年度 食肉卸売市場機能強化事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった令和 年度食肉卸売市場機能強化事業について、食肉卸売市場機能強
化事業実施要綱第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。
(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま
す。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳
を確認できる資料も併せて提出すること)
・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定
収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料